

保管依頼書

令和 年 月 日

北海道稚内市長 様

次の買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで稚内市に保管を依頼します。

なお、引渡しを受ける前に公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、稚内市が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産 (売却区分番号) 第 号
(整理番号) 第 号

住所 (所在地) _____

氏名 (名称) _____ 印

電話番号 _____

※ 買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用が買受人の負担となります。
保管できる期間は、買受代金納付期限から1ヶ月間です。